

# 令和4年第2回湧別町教育委員会臨時会議案

日 時 令和 4年 3月29日 (火)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 4年 3月15日		
2	招集の期日	令和 4年 3月29日		
3	会 期	令和 4年 3月29日から 令和 4年 3月29日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	な し		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	11 件	11 件	0 件	0 件
	計			
	11 件	11 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和4年教育委員会第3回定例会会議録の承認について
報告第1号	教職員の人事異動について
議案第1号	湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	湧別町教育支援委員会委員の委嘱について
議案第3号	湧別町学校運営協議会委員の解任及び任命について
議案第4号	湧別町学校給食センター運営委員の解職及び委嘱について
議案第5号	湧別町社会教育委員の解嘱について
議案第6号	湧別町スポーツ推進委員の解嘱について
議案第7号	湧別町図書館協議会委員の解任について
議案第8号	令和4年度湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制について
議案第9号	教育委員会所管職員の事務分掌異動について

承認第1号

令和4年第3回教育委員会定例会会議録の承認について

記

署名委員 井上久恵氏より報告

令和4年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号

教職員の人事異動について

令和4年4月1日付けの教職員の人事異動について、次のように報告する。

記

別紙のとおり

令和4年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号説明資料 別紙1 (小学校)

小 学 校		転 出 者			転 入 者		
職 名	学 校 名	新 任 校	氏 名	備 考	現 在 校	氏 名	備 考
教諭	上湧別小学校	興部町立興部小学校	<small>かみかた</small> 上方 <small>まゆみ</small> 真弓		紋別市立渚滑小学校	<small>みなみ</small> 南 <small>たかひろ</small> 貴博	
教諭	上湧別小学校		<small>さとう</small> 佐藤 <small>むつみ</small> 睦美	再任用 任期满了		<small>さとう</small> 佐藤 <small>むつみ</small> 睦美	再任用 フルタイム
教諭	上湧別小学校	(定数増)			美幌町立東陽小学校	<small>ふじさき</small> 藤崎 <small>しゅんすけ</small> 俊介	
教諭	中湧別小学校	紋別市立紋別小学校	<small>おうみ</small> 近江 <small>りょうた</small> 諒太			<small>たぐち</small> 田口 <small>けんじ</small> 健司	新採用
教諭	開盛小学校	湧別町立上湧別中学校	<small>ほんだ</small> 本田 <small>まなぶ</small> 学		訓子府町立訓子府小学校	<small>たざわ</small> 田澤 <small>ゆうた</small> 佑太	
教諭	湧別小学校	北見市立北光小学校	<small>ますかわ</small> 舛川 <small>ひろあき</small> 浩章		北見市立西小学校	<small>おち</small> 越智 <small>けいき</small> 恵基	
教諭	湧別小学校	北見市立中央小学校	<small>もりた</small> 森田 <small>ゆか</small> 有香		遠軽町立南小学校	<small>さいとう</small> 齊藤 <small>あきこ</small> 亜希子	
教諭	湧別小学校	石狩市立花川小学校	<small>くにしま</small> 國嶋 <small>あさき</small> 朝生	教職大学院 派遣	(定数減)		
教諭	湧別小学校	雄武町立雄武小学校	<small>もり</small> 森 <small>もえか</small> 萌華		(定数減)		
教諭	湧別小学校	(休職)	<small>すずき</small> 鈴木 <small>まさふみ</small> 雅文			<small>やまもと</small> 山本 <small>ゆかり</small> ゆかり	期限付
教諭	芭露学園 (前)		<small>まつな</small> 松名 <small>ゆかり</small> ゆかり	勸奨退職	置戸町立置戸小学校	<small>いのまた</small> 猪股 <small>こるり</small> こるり	
養護教諭	開盛小学校	(任期满了)	<small>あおやま</small> 青山 <small>かな</small> 佳奈	期限付		<small>あおやま</small> 青山 <small>かな</small> 佳奈	期限付
事務職員	中湧別小学校	(育児休暇)	<small>たむら</small> 田村 <small>しおり</small> 汐里			<small>ましこ</small> 猿子 <small>しずえ</small> 静江	期限付
事務職員	芭露学園 (前)	訓子府町立訓子府中学校	<small>あさの</small> 浅野 <small>ひかる</small> ひかる		紋別市立潮見小学校	<small>かわかみ</small> 川上 <small>たけし</small> 長史	

報告第1号説明資料 別紙2 (中学校)

中 学 校		転 出 者			転 入 者		
職 名	学 校 名	新 任 校	氏 名	備 考	現 在 校	氏 名	備 考
教諭	上湧別中学校	北斗市立大野中学校	すずき たつお 鈴木 達雄			いわさ ききこ 岩佐 咲子	新採用
教諭	上湧別中学校	(定数増)			北見市立北光中学校	よしふじ さとし 吉藤 聡	再任用 フルタイム
教諭	上湧別中学校	(定数増)			湧別町立開盛小学校	ほんだ まなぶ 本田 学	
教諭	湧別中学校	北見市立高栄中学校	なかの よしたか 中野 義孝	再任用 任期満了	美幌町立北中学校	わたなべ ひろとし 渡部 博稔	再任用 フルタイム
教諭	湧別中学校	紋別市立渚滑中学校	かなぐり げん 金栗 玄	教頭昇任		さいとう ほだか 斎藤 帆貴	新採用
教諭	湧別中学校	雄武町立雄武中学校	しみず てつお 清水 哲夫		網走市立第一中学校	むらはし あゆみ 村橋 歩	
教諭	湧別中学校	(育児休暇)	いなば かほ穂 稲葉 果穂			かぶともり まゆ 兜森 麻由	期限付
教諭	芭露学園 (後)	網走市立第四中学校	きたがわ だい 北川 大	教頭昇任	美幌町立美幌中学校	てづか かずゆき 手塚 和幸	再任用 フルタイム

報告第1号説明資料 別紙3 (北海道湧別高等学校)

北海道湧別高等学校		転 出 者			転 入 者		
職 名	教科	新 任 校	氏 名	備 考	現 在 校	氏 名	備 考
校長	理科	羽幌高等学校	むらた いっぺい 村田 一平		紋別高等学校	たかの たつひこ 高野 龍彦	採用
教諭	芸術 (音楽)	石狩翔陽高等学校	うんの まさし 海野 雅		訓子府高等学校	いわもと りな 岩本 莉奈	
教諭	数学	遠軽高等学校	にしかわ ゆうじ 西川 侑児		北広島西高等学校	おざわ りき 小澤 力	
教諭	国語	士別翔雲高等学校	ひろせ はなえ 廣瀬 英恵				
教諭	数学	(湧別高校)	たかまつ ともあき 高松 朋亮	任期満了	(湧別高校)	たかまつ ともあき 高松 朋亮	期限付
教諭	保健体育	福島商業高等学校	ふくだ ゆうた 福田 雄太	任期満了			

## 議案第 1 号

湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

湧別町招致外国青年任用規則（平成 21 年教育委員会規則第 8 号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 4 年 3 月 29 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

一般財団法人自治体国際化協会が招致外国青年任用規則の一部改正を行ったことから、これに準じ本規則を改正するものである。

湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

湧別町招致外国青年任用規則（平成21年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 職務（第3条）</p> <p>第3章 任期及びその終了（第4条・第5条）</p> <p>第4章 報酬その他の給付（第6条—第9条）</p> <p>第5章 勤務時間、休日及び休暇（第10条—<u>第16条</u>）</p> <p>第6章 服務（<u>第17条—第27条</u>）</p> <p>第7章 懲戒等（<u>第28条—第32条</u>）</p> <p>第8章 公務災害補償等（<u>第33条・第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（病気休暇）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間（<u>第28条第2項第1号</u>に定める休職期間を含む。）と期間の間が7日に満たないときは、それらの2つの期間は連続するものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 職務（第3条）</p> <p>第3章 任期及びその終了（第4条・第5条）</p> <p>第4章 報酬その他の給付（第6条—第9条）</p> <p>第5章 勤務時間、休日及び休暇（第10条—<u>第15条</u>）</p> <p>第6章 服務（<u>第16条—第26条</u>）</p> <p>第7章 懲戒等（<u>第27条—第31条</u>）</p> <p>第8章 公務災害補償等（<u>第32条・第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（病気休暇）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間（<u>第27条第2項第1号</u>に定める休職期間を含む。）と期間の間が7日に満たないときは、それらの2つの期間は連続するものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正後	改正前
<p><u>体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</u></p> <p>(8) <u>参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間</u></p> <p>(9) <u>参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間</u></p> <p>(10) <u>参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の参加者にあっては、その子の当該男子の参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</u></p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) <u>女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</u></p> <p>(7) <u>参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</u></p>

改正後	改正前
<p>(11) <u>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。）</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>女子の参加者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p>(14) 参加者が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他湧別町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年規則第25号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により<u>2週間以上の期間にわたり</u>日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間</p> <p>(15) <u>介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く）参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回</u></p>	<p>(8) 略</p> <p>(9) <u>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者がその子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。）</u></p> <p>(10) 参加者が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他湧別町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成21年規則第25号）で定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間</p> <p>(11) <u>引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く）参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であ</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間</u></p> <p>(16) <u>参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下まわる場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間</u></p> <p>(17) <u>妊産婦である女子の参加者が、母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間</u></p> <p>(18) <u>妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間</u></p> <p>(19)～(21) 略</p> <p>2 前項第1号から第9号まで及び第17号から第21号の特別休暇は有給とし、<u>同項第10号から第16号までの特別休暇は無給とする。</u></p>	<p>ると認められる場合 通算して93日の範囲内において必要と認められる期間</p> <p>(12) <u>引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く）</u>参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p> <p>(13) 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法<u>（昭和40年法律第141号）</u>第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間</p> <p>(14)～(16) 略</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第13号から第16号の特別休暇は有給とし、<u>同項第5号から第12号までの特別休暇は無給とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(育児休業)</p> <p>第15条 <u>養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として湧別町職員の育児休業等に関する条例（平成21年条例第39号。以下「条例」という。）で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、条例に定める日まで、育児休業をすることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>（部分休業）</u></p> <p>第16条 <u>参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、参加者について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該参加者が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の</u></p>	<p>(育児休業)</p> <p>第15条 <u>次の各号のいずれにも該当する参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、職員の育児休業等に関する条例に定める日まで、育児休業をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>引き続き在職した期間が1年以上である者</u></p> <p>(2) <u>その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者</u></p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p><u>承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。</u></p> <p><u>2 部分休業は、参加者について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。</u></p> <p><u>3 部分休業により勤務しない1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。</u></p> <p>(職務命令に従う義務)</p> <p><u>第17条 略</u> (人事評価)</p> <p><u>第18条 略</u> (職務専念義務)</p> <p><u>第19条 略</u> (信用失墜行為の禁止)</p> <p><u>第20条 略</u> (守秘義務)</p> <p><u>第21条 略</u> (政治的行為の制限)</p> <p><u>第22条 略</u> (争議行為等の禁止)</p> <p><u>第23条 略</u> (ハラスメントの禁止)</p> <p><u>第24条 略</u> (営利企業への従事等の制限)</p> <p><u>第25条 略</u> (宗教活動等の制限)</p> <p><u>第26条 略</u></p>	<p>(職務命令に従う義務)</p> <p><u>第16条 略</u> (人事評価)</p> <p><u>第17条 略</u> (職務専念義務)</p> <p><u>第18条 略</u> (信用失墜行為の禁止)</p> <p><u>第19条 略</u> (守秘義務)</p> <p><u>第20条 略</u> (政治的行為の制限)</p> <p><u>第21条 略</u> (争議行為等の禁止)</p> <p><u>第22条 略</u> (ハラスメントの禁止)</p> <p><u>第23条 略</u> (営利企業への従事等の制限)</p> <p><u>第24条 略</u> (宗教活動等の制限)</p> <p><u>第25条 略</u></p>

改正後	改正前
<p>(自動車運転等の制限)</p> <p><u>第27条</u> 略</p> <p>(免職、休職等)</p> <p><u>第28条</u> 略</p> <p>2 町は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。</p> <p>(1) <u>第14条第1項第6号及び第7号</u>に規定する場合を除く外、参加者が病気(<u>第31条第1項</u>の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。)を超える場合</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(懲戒処分)</p> <p><u>第29条</u> 略</p> <p>(休職期間中の報酬)</p> <p><u>第30条</u> <u>第28条第2項</u>による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第28条第2項第1号</u>による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。</p> <p>(2) <u>第28条第2項第1号</u>による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。</p>	<p>(自動車運転等の制限)</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>(免職、休職等)</p> <p><u>第27条</u> 略</p> <p>2 町は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。</p> <p>(1) <u>第14条第1項第5号及び第6号</u>に規定する場合を除く外、参加者が病気(<u>第30条第1項</u>の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。)を超える場合</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(懲戒処分)</p> <p><u>第28条</u> 略</p> <p>(休職期間中の報酬)</p> <p><u>第29条</u> <u>第27条第2項</u>による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第27条第2項第1号</u>による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。</p> <p>(2) <u>第27条第2項第1号</u>による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>第28条第2項第2号</u>による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。</p> <p>(勤務禁止)</p> <p><u>第31条</u> 略</p> <p>(休暇及び休職の手続)</p> <p><u>第32条</u> 第13条第1項、第14条第1項第1号から<u>第5号</u>まで及び同項<u>第8号</u>から<u>第20号</u>までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項<u>第21号</u>の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</p> <p>2 <u>第14条第1項第6号</u>及び<u>第7号</u>の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第28条第2項第2号</u>による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p><u>第33条</u> 略</p> <p>(公務外の災害補償)</p> <p><u>第34条</u> 略</p>	<p>(3) <u>第27条第2項第2号</u>による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。</p> <p>(勤務禁止)</p> <p><u>第30条</u> 略</p> <p>(休暇及び休職の手続)</p> <p><u>第31条</u> 第13条第1項、第14条第1項第1号から<u>第4号</u>まで及び同項<u>第9号</u>から<u>第15号</u>の休暇を取得する場合は予定日数を、同項<u>第16号</u>の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。</p> <p>2 <u>第14条第1項第5号</u>から<u>第8号</u>までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第27条第2項第2号</u>による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p><u>第32条</u> 略</p> <p>(公務外の災害補償)</p> <p><u>第33条</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第2号

### 湧別町教育支援委員会委員の委嘱について

湧別町教育支援委員会委員として次の者の委嘱を行いたいので、湧別町教育支援委員会設置条例（令和2年3月6日条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、候補者名簿を提出し教育委員会の議決を求める。

### 記

1. 教育支援委員会委員候補者名簿 別紙のとおり
2. 任 期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

令和4年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

### 提案理由

令和4年3月31日を以って任期満了となる委員の内、湧別町教育支援委員会設置条例第3条第2項第1号及び第3号の職にある、校長及び医師について委嘱しようとするものである。

## 議案第2号説明資料

## 湧別町教育支援委員会委員候補者名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	区 分	備 考
1	上湧別小学校	校 長	佐 上 義 朗	第3条第2項第1号	
2	中湧別小学校	校 長	早 川 大 介	”	
3	開盛小学校	校 長	山 口 幸 一	”	
4	富美小学校	校 長	長 崎 祐 紀	”	
5	湧別小学校	校 長	秋 山 康 則	”	
6	上湧別中学校	校 長	綾 部 雅 一	”	
7	湧別中学校	校 長	杉 山 英 司	”	
8	芭露学園	校 長	神 谷 博 之	”	
9	曾我病院	医 師	澁 谷 努	第3条第2項第3号	学校医
10	ゆうゆう厚生クリニック	医 師	桂 敦 史	”	”

任 期 自 令和4年4月 1日

至 令和6年3月31日

議案第 3 号

湧別町学校運営協議会委員の解任及び任命について

湧別町学校運営協議会委員の解任及び任命について、湧別町学校運営協議会規則（平成 29 年教育委員会規則第 3 号）第 4 条の規定により教育委員会の議決を求める。

記

別紙のとおり

令和 4 年 3 月 29 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

湧別町学校運営協議会規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する委員に異動があったため後任を任命しようとするものである。

議案第3号説明資料

学校運営協議会委員解任者名簿

協議会名	氏名	勤務先・職名等	年齢	区分	解任日
中湧別小学校	松浦 勝美	中湧別小学校 教頭	57	4	令和4年3月31日
富美小学校	菅 濟	富美小学校 校長	58	4	令和4年3月31日
上湧別中学校	澁谷 順	上湧別中学校 校長	54	4	令和4年3月31日
芭露学園	西胤 敬	芭露学園 教頭	50	4	令和4年3月31日

学校運営協議会委員任命者名簿

協議会名	氏名	勤務先・職名等	年齢	区分	任期
中湧別小学校	岡島 敏晃	中湧別小学校教頭	48	4	令和4年4月1日～ 令和5年4月30日
富美小学校	長崎 祐紀	富美小学校 校長	52	4	令和4年4月1日～ 令和5年9月30日
上湧別中学校	綾部 雅一	上湧別中学校校長	51	4	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日
芭露学園	瀬川 英樹	芭露学園 教頭	47	4	令和4年4月1日～ 令和4年4月30日

規則第4条第1項に定める委員の区分

- 1 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2 対象学校の所在する地域の住民
- 3 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 対象学校の校長その他の教職員
- 5 対象学校を卒業した者その他の当該対象学校に関係を有する者
- 6 学識経験者
- 7 関係行政機関の職員
- 8 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

## 議案第4号

### 湧別町学校給食センター運営委員の解職及び委嘱について

湧別町学校給食センター運営委員として次の者を解職及び委嘱したいので、湧別町学校給食センター条例（平成21年条例第91号）第5条第3項の規定により、教育委員会の議決を求める。

#### 記

1. 学校給食センター運営委員候補者名簿 別紙のとおり
2. 任 期 令和4年4月1日から令和5年12月8日まで

令和4年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

#### 提案理由

条例施行規則第7条第1号及び第2号に規定する者に異動があったため後任を委嘱しようとするものである。

議案第4号説明資料

学校給食センター運営委員解職者名簿

解職年月日 令和4年3月31日

住 所	氏 名	役 職 名	備 考
富 美	菅 濟	富美小学校長	
上湧別屯田市街地	澁谷 順	上湧別中学校長	

学校給食センター運営委員委嘱者名簿

任期 令和4年4月1日から令和5年12月8日

住 所	氏 名	役 職 名	備 考
富 美	長崎 祐紀	富美小学校長	
上湧別屯田市街地	綾部 雅一	上湧別中学校長	

議案第 5 号

湧別町社会教育委員の解嘱について

湧別町社会教育委員の解嘱について、湧別町社会教育委員設置条例（平成 2 1 年条例第 9 2 号）第 6 条の規定により教育委員会の議決を求める。

記

1. 住所及び氏名

住 所	氏 名
湧別町富美	菅 濟（富美小学校長）
湧別町中湧別南町	村田 一平（湧別高等学校長）

2. 解嘱年月日 令和 4 年 3 月 3 1 日

令和 4 年 3 月 2 9 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

異動に伴い町外転出されるため、解嘱しようとするものである。

議案第6号

湧別町スポーツ推進委員の解嘱について

湧別町スポーツ推進委員の解嘱について、湧別町スポーツ推進委員に関する規則（平成21年教育委員会規則）第5条第2項の規定により教育委員会の議決を求める。

記

1. 住所及び氏名

住 所 湧別町開盛312番地の4

氏 名 近 江 諒 太（おうみ りょうた）

2. 解嘱年月日 令和4年3月31日

令和4年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

異動に伴い町外転出されるため、解嘱しようとするものである。

議案第7号

湧別町図書館協議会委員の解任について

湧別町図書館協議会委員の解任について、湧別町図書館条例（平成21年条例第95号）第11条の規定により教育委員会の議決を求める。

記

1. 住所及び氏名

住 所 富美601番地の1  
氏 名 菅 濟（すが わたる）  
所 属 富美小学校長

2. 解嘱年月日 令和4年3月31日

令和4年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

異動に伴い町外転出されるため、解任しようとするものである。

議案第8号

令和4年度湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制について

令和4年度湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編成を次のように決定する。

記

別紙のとおり

令和4年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和4年度の湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制を決定しようとするものである。

令和4年度湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制について

1. 小学校

学級数

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	特別支援学級	計
上湧別小学校	1	1	1		1		2 知的1 自閉情緒1	6
中湧別小学校	1	1	1	1	1	1	4 知的1 自閉情緒2 言語1	10
開盛小学校	1		1		1	-	1 自閉情緒1	4
富美小学校	1	-	1		1		-	3
湧別小学校	1	1	1	1	1	1	2 知的1 自閉情緒1	8

2. 中学校

学級数

区分	第1学年	第2学年	第3学年	特別支援学級	計
上湧別中学校	1	1	1	4 知的1 自閉情緒2 病弱1	7
湧別中学校	1	1	1	4 知的2 自閉情緒1 肢体1	7

3. 義務教育学校

学級数

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	特別支援学級	計
	第7学年		第8学年		第9学年			
芭露学園 (前期課程)	1	1	1		1		2 自閉情緒1 肢体1	6
芭露学園 (後期課程)	1		1		1		1 自閉情緒1	4

議案第9号

教育委員会所管職員の事務分掌異動について

教育委員会所管職員の事務分掌異動を次のように行いたいので、教育委員会の同意を  
求める。

記

- 1 事務分掌異動日 令和4年4月1日
- 2 事務分掌異動対象者 別紙のとおり

令和4年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

教育委員会の円滑な組織体制を図るため、教育委員会所管職員の事務分掌異動を行う  
ものである。

教育委員会人事			
現	新	職・氏名	発令事項
	教育委員会教育総務課参事 指導室長	澁谷 順	湧別町教育委員会職員に任命する 参事を命ずる 4級49号俸を給する (市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例準用)
		参事 澁谷 順	教育総務課参事を命ずる 指導室長を命ずる
教育委員会教育総務課学校教育グループ主査	教育委員会教育総務課学校教育グループ主幹	主査 穴戸 和幸	主幹を命ずる 給料表5級を決定する 51号俸を給する 教育総務課主幹(学校教育グループ)を命ずる
教育委員会社会教育課社会教育グループ主査(文化振興担当)	健康こども課児童支援グループ主査	主査 土佐 信太郎	町長部局に出向を命ずる
総務課情報防災グループ主任	教育委員会社会教育課社会教育グループ主任	仁木 宏紀	湧別町教育委員会職員に任命する 主任を命ずる 給料表3級36号俸を給する
		主任 仁木 宏紀	社会教育課社会教育グループ主任を命ずる

退職者 令和4年3月31日付

現職	職氏名	発令事項
教育委員会教育総務課参事	佐藤 大	湧別町職員に任命する 総務課参事を命ずる
	参事 佐藤 大	北海道に復職によりその職を免ずる
教育委員会教育総務課学校教育グループ主任 (上湧別中学校)	高橋 道夫	湧別町職員に任命する 総務課主任を命ずる
	主任 高橋 道夫	湧別町職員の定年等に関する条例第2条の規定により令和4年 3月31日限りで定年退職とする